令和2年

第3回市議会定例会 議案第5号

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する 条例の一部改正について

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年9月1日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する 条例の一部を改正する条例

函館市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例(平成27年函館市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号イ中「3,000円」の後ろに「(当該事業年度における当該同一の者からの休眠預金等交付金関係助成金(民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)第19条第2項第3号イに規定する民間公益活動を行う団体もしくは同号口に規定する資金分配団体からの助成金(同法第8条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。)または同法第21条第1項に規定する指定活用団体からの助成金(同法第8条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。)をいう。)の額がある場合は、3,000円に当該休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を加算した金額)」を加える。

附則

この条例は,公布の日から施行する。

(提案理由)

控除対象特定非営利活動法人の指定のために必要な手続を行う基準となる判定基準寄附者の要件について、休眠預金等からの助成金の額が寄附金の額の総額に影響を及ぼさないようにするため